

麻生区高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

平成 29 年 3 月 30 日
28 川麻高第 871 号区長専決

(目 的)

第 1 条 この要綱は、地域包括ケアシステムの推進に向けて、高齢者と接することの多い地域の事業所（以下「協力事業所」という。）に対する高齢者の安全に係る情報提供、協力事業所及び関係機関等による情報交換会・連絡会の開催により、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見できる環境づくり、高齢者が地域で安全に安心して生活できる環境づくりを行うため、「麻生区高齢者見守りネットワーク事業」を設置し、これを運営することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(協力事業所)

第 2 条 この要綱において、協力事業所は、日頃から高齢者と接する機会の多い事業所で、事業の趣旨に賛同し協力を表明するものとする。

(関係機関等)

第 3 条 この要綱において、関係機関等は次のとおりとし、事業主体は麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課とする。

- (1) 麻生区民生委員児童委員協議会
- (2) 麻生区内の地域包括支援センター
- (3) 麻生警察署
- (4) 麻生消防署
- (5) 川崎市消費者行政センター
- (6) 麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課
- (7) その他、麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長（以下「課長」という。）が必要と認めるもの

(事業の対象)

第 4 条 この事業の対象は、満年齢 65 歳以上で麻生区内に在住する者とする。

(事業の内容)

第 5 条 次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 協力事業所と関係機関等とで見守りのネットワークを構築し、異変のある高齢者の早期発見から支援に至るまでの連携を図る。

- (2) 地域の事業所に対してこの事業への参加を呼びかける。
- (3) 第7条に規定する情報交換会・連絡会を開催する。
- (4) その他、本事業の趣旨を推進するために必要な事業を実施する。

(協力関係の終了)

第6条 次の事項に該当した場合、協力事業所との協力関係は終了するものとする。

- (1) 本事業への参加を利用して、営利を目的とした行為が認められた場合
- (2) その他、事業協力を継続していくことに不適切な行為が認められた場合

(会 議)

第7条 課長は、本事業の趣旨を推進するため、必要に応じて協力事業所及び関係機関等による情報交換会・連絡会を開催する。

(事 務 局)

第8条 事務局を麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課に置く。

2 事務局長は課長とする。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に係る必要事項は、事務局及び協力機関等で協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 麻生区高齢者見守りネットワーク事業実施要綱（平成23年9月1日付け23川麻高第265号区長専決）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。